

# 令和8年度「山口県地域公共交通人材確保・DX支援事業費補助金」 公募要領

山口県 観光スポーツ文化部 交通政策課

## I 補助金の概要

### 1. 目的

県民生活を支える基盤である地域公共交通の維持・確保及び活性化に向け、事業者が実施する労働環境の整備やDXの取組に要する経費を支援することにより、事業者の人材確保の強化や業務の効率化、利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

### 2. 事業実施主体

山口県

### 3. 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- 山口県内に本社又は営業所を有している乗合バス事業者、タクシー事業者
  - 上記のうち、下記「II 事業計画の採択」に示す採択された事業計画の申請者
- ※ 1事業者につき、「人材確保事業」、「交通DX事業」それぞれ1回申請可能

### 4. 補助対象事業及び補助額

県民生活を支える基盤である地域公共交通の維持・確保及び活性化に向け、事業者が実施する労働環境整備やDXの取組に要する経費を支援することにより、事業者の人材確保の強化や業務の効率化、利用者の利便性の向上を図る事業で県の定める期日までに事業計画書を申請し、採択された計画の事業を対象とする。

### 5. 補助対象経費及び補助金の額

区分	補助対象経費	補助金の額
人材確保事業	誰もが働きやすい職場環境の改善に資する施設、設備の新設、増設、改修に要する経費（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室、社宅、寮、Wi-Fi環境整備等）	定額 (上限額 4,000 千円)
交通DX事業	交通DXによる業務効率化・利便性向上に資する取組に要する経費（運行管理システム導入費、配車アプリ導入費、キャッシュレス決済機器の導入・機能改善費、その他知事が必要と認める経費）	定額 (上限額 3,000 千円)

## 6. 令和8年度補助金交付額について

上記の補助率、補助上限額等を踏まえ、申請のあった事業計画を審査の上、事業計画が採択された場合、県は予算の範囲内で令和8年度の補助金額を補助対象者へ内示する。

補助対象者は、当該内示額の範囲内で、補助金交付申請を行う。

## 7. 事業計画期間

交付決定日（令和8年7月上旬予定）から令和9年2月26日まで

○交付決定日より前に着手している事業は補助対象とならない。

○令和9年2月26日までに事業を完了し、事業完了報告書を提出すること。

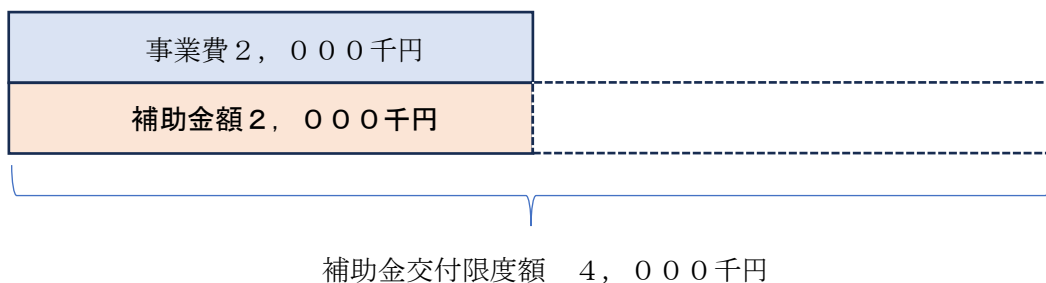
## 8. 補助金の支払い

原則、各年度における事業終了後の精算払いとする。

### <活用例1>

A事業者が、トイレ改修工事（2,000千円）を実施する場合

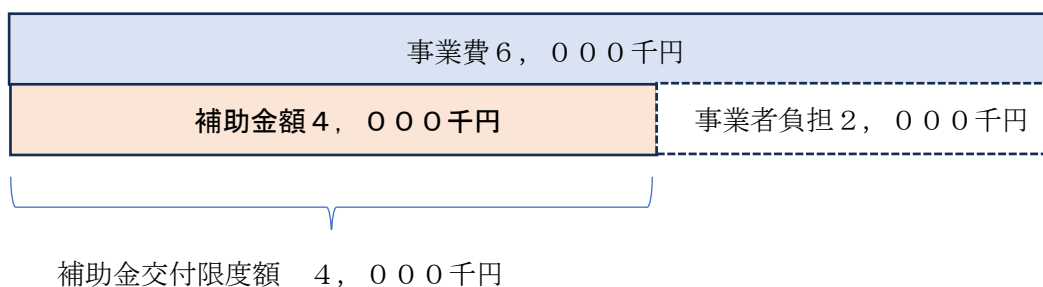
- ▶ 「人材確保事業」での計画申請となります。
- ▶ 事業費が交付限度額以下であるため、2,000千円が補助金として交付されます。この場合、事業者負担はありません。



### <活用例2>

A事業者が、トイレ改修工事（6,000千円）を実施する場合

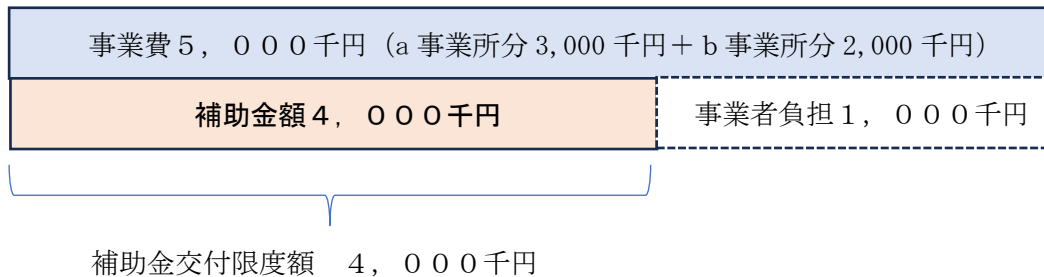
- ▶ 事業費が交付限度額を超える部分は、事業者負担となります。



### <活用例 3>

A事業者が、a事業所のトイレ改修（3,000千円）とb事業所の更衣室改修工事（2,000千円）を実施する場合

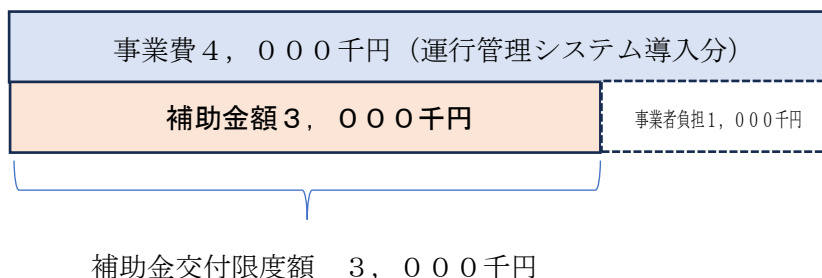
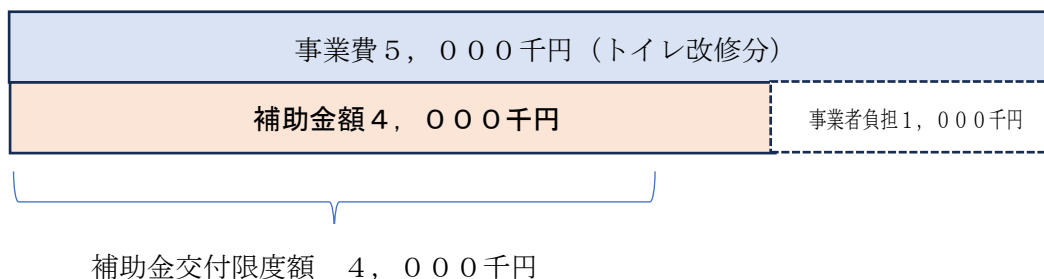
- ▶ 「人材確保事業」では、1事業者につき1つの事業計画のみ申請可能です。事業所ごとの計画申請は不可となります。
- ▶ 「交通DX事業」でも同様に、



### <活用例 4>

A事業者が、トイレ改修（5,000千円）と運行管理システム導入（4,000千円）を実施する場合

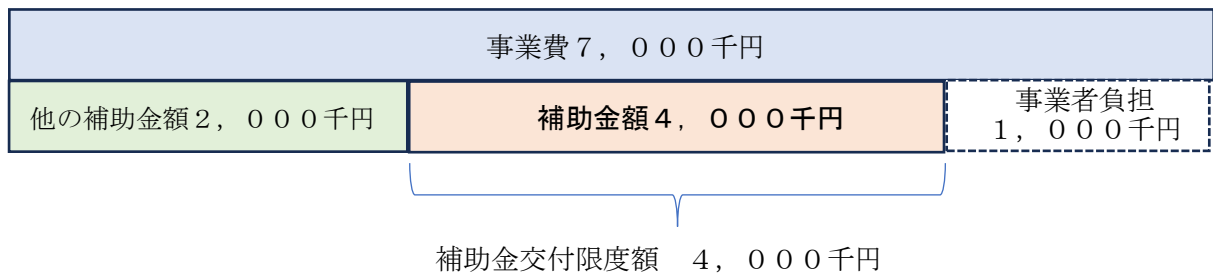
- ▶ 「人材確保事業」と「交通DX事業」それぞれ事業計画を申請可能です。
- ▶ この場合、補助金の額は、「人材確保事業」で4,000千円と、「交通DX事業」で3,000千円の計7,000千円の補助金の交付を受けることができます。



## <活用例5>

A事業者が、a事業所のトイレ改修（7,000千円）の実施にあたり、他の補助金等と本補助金を併用する場合

- ▶ 事業費から、他の補助金の額を差し引いた額が本補助金の交付対象です。



## 9. 補助対象経費

費目	内容（主な経費）
工事請負費	工事に要する経費、設計費
備品購入費	機械、器具等の購入経費
消耗品費	事務用品や原材料費の購入費 (購入金額の単価が3万円未満(消費税込み))
委託・外注費	委託・外注に要する経費
使用料	システム等のリース料・レンタル料(開発期間内の使用料のみ)
その他	事業実施のために必要と県が認めた経費(別途協議の上決定)

### ※補助対象経費に含まれないものの例

- ・ 補助金の交付決定日より前に着手・着工された工事・契約等により発生した経費又は実績報告書提出期限より後に発生する経費
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 事業のランニングコストとして整理すべき経費
- ・ 従前より雇用している社員等の人件費等、補助事業の実施に必要な経費としての分類が不明確なもの
- ・ 既存の機器の更新や、パソコン・プリンター等の汎用性がある物の購入
- ・ 電話料及び購入代金の支払いに要する経費(振込手数料等)
- ・ 事業で使用したことが領収書等で確認できない経費
- ・ 別途、国、県、市町等の他の補助金と重複して受給することが禁じられている補助金、助成金、委託費等を受給する場合に、それを含む経費
- ・ 各種保険料
- ・ 補助金の申請書や実績報告書等の書類作成・提出に要する経費
- ・ 本事業における資金調達に必要なとなった利子等
- ・ その他、対象経費と認めがたい経費(活動に直接活用しない消耗品等の購入、市場価格と比して高額であると判断できる経費等)

## II 事業計画の採択

事業計画書の記載内容等をもとに、県が以下の点を中心に、総合的に審査を行い、採択する事業を決定する。

- 近年の運転士不足の状況及び減便等の状況
- 今後、運転士の採用に向け取り組む方針があるか
- 事業の実施内容が運転士の確保につながるか
- 適正な支出となっているか 等

## III 手続きの流れ

時期	事業者（申請者）	県
6月4日～6月19日	事業計画申請	事業計画の審査
6月下旬		採択通知 補助金交付額の内示
6月下旬	補助金交付申請	
7月上～中旬		補助金交付決定
7月下旬	施工業者等との契約締結 事業着手	
(随時)	補助金変更交付申請	
(随時)		補助金変更交付決定
～令和9年2月26日 又は事業完了後速やかに	事業完了報告書の提出	
事業完了報告書提出後		額の確定 補助金支払い

### <申請先・問合せ先>

山口県観光スポーツ文化部 交通政策課 担当 板垣

〒753-0041

山口県山口市滝町1-1

TEL 083-933-3120

E-mail a11300@pref.yamaguchi.lg.jp